

(別紙 1) 「グリーン調達基準書」和文原本

# ルネサスエレクトロニクス グリーン調達基準書

Ver 3

2021年6月25日

ルネサスエレクトロニクス株式会社

## 目 次

1. 目的
2. 適用範囲
3. 本基準書の位置づけ
4. 定義
5. 当社要求事項
  - 5.1 化学物質管理の実施
  - 5.2 製品情報の提出
  - 5.3 製品情報の取扱い
6. 監査の実施
  - 6.1 環境品質管理体制
  - 6.2 含有化学物質管理状況
7. その他のお願い
  - 7.1 調達先、外注先管理
  - 7.2 変更管理
  - 7.3 異常管理
  - 7.4 教育の徹底

## 1. 目的

ルネサスエレクトロニクスはすべての資材調達にあたり、環境負荷の低減を目的とした活動を進めています。本基準書では、当社が製品を製造しお客様に供給するため、お取引先様から納入いただく調達品に対する当社の「グリーン調達」に関する基本的な考え方と基準及びその運用方法を定めます。本基準書に基づく調達活動によって、当社及び当社のお客様において調達品に環境負荷物質が含有することによって発生する問題を、未然に防止することを目的としています。

## 2. 適用範囲

本基準書は、当社がお取引先様から調達し、お客様に納入する製品の構成材として使用する、および製品の製造、包装のために使用する物品に対して適用します。

すなわち、表1に例示のとおり、ウェーハプロセスにおけるウェーハや成膜材料等、またアセンブリにおけるリードフレーム、基板、封止樹脂、ダイボンド材、はんだ、ワイヤ等のように、当社製品を構成するための調達品はすべて対象となります。

これらの調達品には、電子部品、生産委託・OEM製品等も含まれます。但し、製造装置や治工具（当社工程内のみで使用するトレイ、マガジン等を含む）類、ソフトウェア、は対象外と致します。また、包装材では、当社製品を出荷するために使用するすべての部材が対象となります。お取引先様において当社がお客様に納入する際に使用する包装材に梱包する場合には、その包装材も対象となります。

表1. 適用対象・非対象の部材例

区分	部材例
対象	ウェーハ、蒸着用メタル、ターゲット、レジスト、プロセスガス、その他ケミカル(酸、アルカリ、めっき液、フラックス等) モールドレジン、フレーム、ダイボンド材、ワイヤ、 BGA基板、プリント基板、テープ、 電子部品(半導体、コンデンサー、抵抗等) 出荷用包装材 等
非対象	石英部材、治工具一般、ピンセット、ポンプオイル、 設備に係る部材 等

## 3. 本基準書の位置づけ

本基準書は、当社のグリーン調達に関わる基本事項を定めます。

本基準書の表2に示す閾値管理対象物質であっても、購入仕様書に製品仕様として意図的含有が規定されている場合には、購入仕様書の内容を優先致します。

ご判断に迷われる場合には、お問い合わせをお願い致します。

## 4. 定義

### (1) お取引先様

当社に対し部品・材料、包装材等を供給し、又は当社から生産工程の一部または全部の生産を委託され、それらの品質について製造者としての最終責任を負う事業者。

(2) 当社

本基準書では、ルネサスグループ会社において、生産拠点（工場）を持ち、または生産委託により製品を製造する会社を総称し、当社という。

(3) 環境品質

調達品並びに製品に含有する化学物質による環境影響、製品の製造および使用時の環境負荷を、品質事項としてとらえること。

(4) 化学物質管理区分

環境負荷低減に取り組むため、当社では化学物質を、「禁止物質」、「削減物質」、「管理物質」、「構成物質」の4区分に分けて扱っている。これらを総称し、化学物質管理区分という。

① 禁止物質

多大な環境負荷、安全上の問題から、製品への含有、及び当社製造工程での使用を禁止する物質。

② 削減物質

環境負荷低減、安全対策のため、製品含有量、及び製造工程での使用量、環境への排出量の自主目標をたて、削減を推進する物質。

③ 管理物質

環境負荷を考慮し、使用、在庫、排出、移動の量の管理を行うべき物質。

④ 構成物質

資源枯渇の防止の観点から、リユース、リサイクルを推進する目的でその取扱量を把握する必要のある物質。

(5) 包装材

トレイ、マガジン、エンボスキャリアテープ、チップトレイ等の直接製品と接触する容器類、およびそれらに付随するストッパー、カバーテープ、リール、リールバンド、チップトレイカバー等や乾燥剤、湿度インジケータ、結束バンド、防湿袋、ラベル、内装箱、緩衝材、ダンボール等の当社製品を出荷するために使用するすべての部材をいう。

(6) 均質材料

機械的な方法では異なった組成の材料に分離することができない材料を言う。

均質とは対象物全体が均一組成であることを意味し、機械的分離とは、ねじを外す、断ずる、粉碎する、研削する、すり剥く、といった機械的な行為によって分離することをいう。

(7) RoHS

2011/65/EU : Directive on the restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical equipment の略。電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する EU 指令。

## (8) REACH

REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) は欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の制度。高懸念物質 (SVHC) が成形品中に 0.1 重量%を超える濃度で含有される場合には、情報を伝達する。SVHC は定期的にアップデートされるため、最新の SVHC 情報は下記 URL にて確認する。

<http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

## (9) ハロゲンフリー製品

製品を構成する部材に意図的にハロゲン系難燃剤等のハロゲン化合物を含有しない。また非意図的に含有する場合においても部材毎のハロゲンフリーの定義に適合していることとする。

ハロゲンフリーの管理対象とする化学物質は、難燃剤成分としての臭素系化合物および塩素系化合物とする。対象部材は、モールドレジン、有機基板、液状レジン、有機系ダイボンド材とし、塩素系化合物および臭素系化合物を意図的に含有せず、臭素 (Br)、塩素 (Cl) の含有率がそれぞれ900ppm 以下、かつ臭素 (Br) と塩素 (Cl) の含有率の合計が1500ppm 以下とする。

これらの定義は、国際電気標準会議：IEC61249 基準に準拠し、顧客要求への適合を図る。尚、三酸化アンチモンに関しては、ハロゲン物質ではないが、ハロゲンフリー仕様の部材への意図的含有は禁止とする。

## 5. 当社要求事項

お取引先様に対する当社の要求事項を以下に示します。

### 5.1. 化学物質管理の実施

環境負荷物質管理体制を確実なものとするため、納入いただく調達品に対して化学物質の管理を行い、以下に示す規制の順守をお願い致します。

#### (1) 当社「ルネサスエレクトロニクス管理化学物質リスト」

<https://www.renesas.com/jp/ja/about/company/sustainability/supply-chain#green-procurement>

に記載の「禁止物質」を含有していないこと（意図的含有は無きこと (0ppm)、非意図的含有は 1000ppm 未満であること）。

管理化学物質リストは、定期的に対象化学物質、管理区分等を確認し、必要があれば改定致します。また、法規制への対応あるいは安全上の問題等から緊急に改定する場合もございます。

改定時には、お取引先様宛ご通知致しますが、緊急時には間に合わない場合もございますので、上記 URL から最新版をご確認の上、ご使用ください。

- (2) 表2に記載の化学物質について、測定部位の構成単位（均質材料）毎に（例えばリードフレームにおけるフレーム母材とメッキ層のように機械的分離が可能な部材はそれぞれについて）、表2に示すルネサス閾値以上の含有がないこと。
- (3) その他、国内外の関係法令等を順守していること。

表2. 閾値管理対象物質とその規制値

	化学物質(群)名	用途	ルネサス閾値 *3	法規制値	
				許容値	対象法規
1	カドミウム 及びその化合物 *1	下記以外	100 ppm	100 ppm	RoHS 指令、ELV 指令
		プラスチック(ゴム含) 塗料、インク	5 ppm		
		はんだ	20 ppm		
		包装材料 下記以外 プラスチック	100 ppm *2 5 ppm	100 ppm *2	欧州、米国包装材料規制
2	六価クロム化合物 *1	下記以外	1,000 ppm	1,000 ppm	RoHS 指令、ELV 指令
		包装材料	100 ppm *2	100 ppm *2	欧州、米国包装材料規制
3	鉛 及びその化合物 *1	下記以外	1,000 ppm	1,000 ppm	RoHS 指令、ELV 指令
		包装材料	100 ppm *2	100 ppm *2	欧州、米国包装材料規制
4	水銀 及びその化合物 *1	下記以外	1,000 ppm	1,000 ppm	RoHS 指令、ELV 指令
		包装材料	100 ppm *2	100 ppm *2	欧州、米国包装材料規制
5	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB 類)	全用途	1,000 ppm	1,000 ppm	RoHS 指令
6	ポリ臭化ジフェニール エーテル類 (PBDE 類)	全用途	1,000 ppm	1,000 ppm	RoHS 指令
7	フタル酸ジブチル (DBP)	全用途	1,000 ppm	1,000 ppm	RoHS 指令
8	フタル酸ジ(2-エチルヘキ シル) (DEHP)	全用途	1,000 ppm	1,000 ppm	RoHS 指令
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	全用途	1,000 ppm	1,000 ppm	RoHS 指令
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	全用途	1,000 ppm	1,000 ppm	RoHS 指令
11	塩素(Cl) *4 臭素(Br)	モールドレジ ン 有機基板 液状レジ ン 有機系ダイボンド材	塩素(Cl) 900 ppm 以下 臭素(Br) 900 ppm 以下 かつ 塩素(Cl) + 臭素(Br) 1500 ppm 以下		
12	三酸化アンチモン *4	モールドレジ ン 有機基板 液状レジ ン 有機系ダイボンド材	意図的含有禁止		
13	SVHC 規制物質	全用途	0.1%以上含有の場合は報告		EU REACH 規制

\*1: 金属には、その合金を含む

\*2: 包装材料への含有は、4物質合計で100 ppm未滿

\*3: RoHS 指令における除外用途については対象外とする

\*4: ハロゲンフリー製品のみ対象

## 5.2 製品情報の提出

### (1) ご提出いただく資料

- ①含有化学物質調査シート
- ②購入単位情報シート
- ③環境負荷物質分析データ（当社が指定する化学物質）

ただし、分析データについてはウェーハやレジスト、エッチングガス、成膜材料等のように高純度の購入仕様にに基づき納入されるため、不純物濃度が当社閾値未満であることが保証された調達品については不要と致します。但し、当社のお客様から分析データの要求があり、当社が必要と判断した場合は提出をお願い致します。

報告書の様式は定めませんが、以下の項目を必ずご記入ください。

- 1) 報告書 No
- 2) 当社依頼 No
- 3) 報告書作成日
- 4) 報告社名・部署
- 5) 試料品名：データ取得した当社購入品の一般名称（例：モールドレジン等）  
試料型名：データ取得した当社購入品の当社型番（例：RM5678、LA345G等）  
対象型名：報告書対象の当社購入品の全型番（例：RM5678、RM5679、…）  
試料原材料メーカー：データ取得した当社購入品の原材料メーカー（包装材のみ）  
試料原材料型名：データ取得した当社購入品の原材料型名（包装材のみ）
- 6) 分析者・分析責任者・分析機関名（第三者機関で分析のこと）
- 7) 分析方法および分析装置
- 8) 分析フローチャート
- 9) 写真
- 10) 分析日
- 11) 分析結果

分析結果が N. D. (Not Detectable) の場合は定量下限値を記載ください。

分析をお願いする化学物質は、RoHS 指令での規制対象である表 2 に記載の 10 物質（Cd、Cr<sup>6+</sup>、Pb、Hg、PBB、PBDE、DBP、DEHP、BBP、DIBP）と致しますが、ハロゲンフリー製品については、（Br、Cl、Sb）の分析もお願いします。

包装材については欧州及び米国の包装材規制に基づき Cd、Cr<sup>6+</sup>、Pb、Hg のみの分析と致します。

表 3 に調達品毎に提出が必要な資料の一覧を例示致します。

ご参考の上、資料のご準備をお願い致します。

必要な資料はその都度当社から提出のお願いを致しますが、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

表 3. 提出資料例

	調達品	含有化学物質 調査シート	購入単位 情報シート	環境負荷物質 分析データ
前工程	ウェーハ	○	○	一注4
	薬品・ガス	○	○	一注4
	塗布型成膜材	○	○	一注4
	蒸着用メタル・ ターゲット	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP
	生産委託・OEM製品	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP
後工程	封止樹脂	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP ハロゲンフリー品(Br, Cl, Sb)注6
	ダイボンド材	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, (PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP)注1 ハロゲンフリー品(Br, Cl, Sb)注6
	リードフレーム	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP
	ワイヤ	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP
	はんだボール	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP
	基板	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, (PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP)注1 ハロゲンフリー品(Br, Cl, Sb)注6
	TABテープ	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP
	メッキ液・ メッキ用電極	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg
	はんだペースト ・フラックス	○	○	○ Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg
	包装材	○	○	△注2、注4 Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg
	電子部品	○	○	○注3 Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, (PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP)注1 ハロゲンフリー品(Br, Cl, Sb)注6
	生産委託・OEM製品	○	○	○注5 Cd, Cr <sup>6+</sup> , Pb, Hg, (PBB, PBDE, DBP, DEHP, BBP, DIBP)注4 ハロゲンフリー品(Br, Cl, Sb)注6

○：提出要 △：対象部材毎に要否判断 ー：不要

注1：括弧内の物質については、樹脂を含む部材の場合に分析データを提出すること。

注2：マガジン、ストッパー、トレイ、エンボスキャリアテープ、カバーテープ、チップトレイ、チップトレイカバー、ウェーハケース、リール、リールバンド、防湿袋<sup>(※1)</sup>、乾燥剤、結束バンド、収納袋、エアキャップ、ウレタンフォーム、粘着テープ、層間紙、湿度インジケータ、段ボール、インク、ラベル、インクリボン等の部材は、導入時および変更時に分析データを提出のこと。

(※1：個装材ではないが、取扱いに注意を要するため、個装材同様の扱いとした。)

注3：半導体製品の場合は、その構成部材毎のデータを取得し提出のこと。

注4：分析データ不要、又は1年毎の更新不要とした部材においても、当社が必要と判断し、要求した場合には分析データを提出のこと。

注5：製品を構成する部材毎、および製品端子部の分析データを取得のこと。

当社のお客様へ納入するための包装材で包装し、当社に納入する場合は、その包装材の分析データも取得のこと。

注6：ハロゲンフリー品の場合は、括弧内の物質の分析データも提出すること。

## (2) 含有化学物質調査シート記入方法

- ① 含有率は原則として質量パーセント 0.1% (1000ppm) 単位で構成化学物質の合計が 100% となるように記入してください。管理化学物質リストに記載の無い物質、



物質名を開示できないものについては、「その他の…(\* \*9999)」「上記分類内で開示できない物質(980001)」「上記分類以外の物質(999999)」として記入してください。また、構成物質の含有率に幅がある場合には、中心値の記入をお願いします(75~95%の場合、85%と記入)。

ただし、包装材における内装箱や段ボール等の紙素材の物については、含有化学物質のうち当社が指定する禁止物質、削減物質および管理物質のみを記載してください。

- ② 化学物質含有の有無は表4に示す基準で判定します。構成単位毎に判定し、基準値以上の含有の場合、その化学物質を含有していると判断し、「含有化学物質調査シート」に記入してください。例外に該当する部材中の化学物質は、0.1%未満であってもその含有量を記入してください。

表4に記載の数値は、それぞれの化学物質について「含有化学物質調査シート」への記入要否の判断基準を示したものです。表2に示した調達品への含有可否の基準であるルネサス閾値とは異なりますのでご注意ください。

表4. 化学物質含有判断基準

区分	禁止物質	削減物質	管理物質	構成物質
意図的含有	閾値はなし	閾値はなし	閾値はなし	閾値はなし
非意図的含有 (不純物レベル)	1,000ppm			10,000ppm (1%)
	例外 ・プラスチック類(梱包材含む)のCdについては、5ppm ・はんだ中のCdについては、20ppm ・包装材中(プラスチックを除く)のCdについては、50ppm ・その他のCdについては、50ppm ・包装材中のPb、Hg、Cr <sup>6+</sup> については、それぞれ50ppm ・その他のPb、Hg、Cr <sup>6+</sup> については、それぞれ50ppm ・PBB(ポリ臭化ジフェニール類)については、それぞれ500ppm ・PBDE(ポリ臭化ジフェニールエーテル類)については、50ppm ・DBP、DEHP、BBP、DIBPについては、50ppm			

- ③ 「ルネサス物質No.」、「管理対象化学物質名」、「管理区分」は、管理化学物質リストを基に記入ください。
- ④ 含有量の記載は、対象物を部分構成単位に分け、構成単位毎にそれぞれの化学物質の質量(gまたはmg)および含有率(%またはppm)を記載してください。含有率は、(化学物質の質量) / (部分構成単位の個別質量)を有効数字2桁で記入してください。
- ⑤ 未硬化状態で納入される熱硬化性樹脂(封止樹脂等)や溶媒希釈状態で納入される塗布型成膜材料等のように、納入状態と最終使用状態で組成の異なる材料については、納入時と最終使用時の組成を共に記載してください。
- ⑥ 容器、梱包材、付属品の欄は、部材欄に記載の物品を当社に納入する際に使用する容器、梱包材、付属品について記載します。化学物質名、含有量、含有率は記載せず、使用後の処理方法についてのみ記入してください。回収する場合は、回収後の処置(リユース、マテリアルリサイクル<sup>(注7)</sup>、エネルギーリサイクル<sup>(注8)</sup>、廃棄)の該当欄に○印を記入ください。
- ただし、10回未満または1年未満のリユースについては、リユースと評価せず、最終的に実施される処置の該当する欄に○印を記入してください。

注7：使用済みの部材・容器等を回収後、原材料として再び利用すること。

注8：使用済みの部材・容器等を回収後、焼却し、その焼却熱をエネルギーとして利用すること。

- ⑦ 当社から出荷する際に使用する出荷用容器、包装材については、部材欄に部分構成単位毎に区分し、それぞれの化学物質の含有量、含有率を④にしたがって記載してください。すなわち、包装材が個装、内装、外装と部分構成に分けられる場合は、それぞれの構成単位毎に記入をお願いします。
- ⑧ 記入欄が不足の場合は、記入シートをコピーし記入ください。その際には、シート毎にページの記入をお願い致します。
- ⑨ 回答は、紙またはPDF形式の電子データで提出ください。また、原則として記入済みのEXCELシートも電子ファイルで送付ください。

### (3) 購入単位情報シートの記入方法

「含有化学物質調査シート」の対象品について、以下の情報を記入ください。

- ① 製造メーカー名 : 対象製品の製造メーカー名
- ② 調査対象品名 : 当社が発注する際の品名 (または品番)
- ③ 購入仕様書番号 : 当社が購入仕様を定めた仕様書の番号
- ④ 製品の購入単位 : 購入(発注)数量の単位 (箱、個、本、枚、kg、m、m<sup>3</sup>等)
- ⑤ 1購入単位の量 : 購入単位毎の正味量 (g、kg、m、m<sup>2</sup>、m<sup>3</sup>、リットル等)
- ⑥ 1購入単位の質量 : 購入単位毎の正味のグラム質量 (g)

⑤、⑥の記入は以下の例を参考に記入してください

例1：1本1リットルの薬品4本組1箱のものを箱単位で購入の場合

- ・製品の購入単位 : [箱]
- ・1購入単位の量 : [4リットル]
- ・1購入単位の質量 : [4,000g] (薬品の比重が1の場合)

例2：1本1リットルの薬品を本単位で購入の場合

- ・製品の購入単位 : [本]
- ・1購入単位の量 : [1リットル]
- ・1購入単位の質量 : [1,000g] (薬品の比重が1の場合)

例3：ローリーを使用し、薬品をm<sup>3</sup>単位で購入の場合

- ・製品の購入単位 : [m<sup>3</sup>]
- ・1購入単位の量 : [1m<sup>3</sup>]
- ・1購入単位の質量 : [1,000,000g] (薬品の比重が1の場合)

例4：1枚当りの重量20g、半導体製品の取得数が8個の基板を、半導体製品1個当りの単位で購入の場合

- ・製品の購入単位 : [個]
- ・1購入単位の量 : [2.5(20/8) g]
- ・1購入単位の質量 : [2.5(20/8) g]

例5：1巻当りの長さ100m、重量2,000gのテープを、  
 m単位で購入の場合  
 ・製品の購入単位：[m]  
 ・1購入単位の量：[1m]  
 ・1購入単位の質量：[20(2,000/100) g]

(4) 分析データの取得

分析データの提出をお願いする化学物質は、RoHS指令に代表される法規等によってその含有量が規制されている物質を基本と致します。

当社に提出いただく分析データは、より正確な定量測定が可能である表5に示す方法、あるいはそれと同等以上の測定精度が保証された方法での測定をお願い致します。分析データには、分析方法および装置、分析フローチャート、写真の記載をお願い致します。

また、分析データは可能な限り和英両文または英文での資料の提出をお願い致します。

表5. 分析方法例

物質名	分析方法
カドミウム(Cd) 鉛(Pb)	誘導結合プラズマ発光分光分析法 (ICP-AES) 誘導結合プラズマ質量分析法 (ICP-MS) 原子吸光分析法 (AAS)
水銀(Hg)	加熱気化原子吸光分析法 (AAS) 還元気化原子吸光分析法 (CV-AAS) 誘導結合プラズマ発光分光分析法 (ICP-AES) 誘導結合プラズマ質量分析法 (ICP-MS)
六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	ジフェニルカルバジド吸光光度法 イオンクロマトグラフィ分析法 (IC)
PBB、PBDE、 DBP、DEHP、 BBP、DIBP	ガスクロマトグラフ質量分析法 (GC-MS)
臭素(Br)、塩素(Cl)	イオンクロマトグラフィ分析法 (IC)
アンチモン(Sb)	誘導結合プラズマ発光分光分析法 (ICP-AES)

分析データは調達品毎に分析報告書の期日を起点とし年1回の頻度でデータを更新し、当社の要求時にご提出をお願いいたします。ただし、直接当社の製品に接触することが考えられない内装箱、乾燥剤等の包装材における更新データは、不要とします。

5.3 製品情報の取扱い

ご提出いただいた含有化学物質に関する情報（製品情報、分析データ等）は、基本的にお取引先様名、製品名を非公開とした上で、当社のお客様に対してRoHS指令等国内外の法規制、お客様の基準への適合性のエビデンスとして開示させていただく場合がございますのでご了解ください。その他の情報につきましては当社グループ以外への開示は致しません。

## 6. 監査の実施

お取引先様の環境品質管理の状況、環境負荷物質管理の体制および運用状況を確認するため、当社のチェックリストに基づく監査を計画的に実施致します。

監査の実施にあたっては、当社資材調達部門から事前にご対応のお願いを致します。確認させていただく内容の主なものは、以下の項目となります。

### 6.1. 品質および環境管理体制

お取引先様における品質・環境に対する取り組み、および製品の環境品質を保証するための仕組み、それらを管理するための体制が確立されているかの確認を致します。

当社では、管理体制が確立されている証として、第三者が認証する規格（ISO9001、ISO14001、EMAS、KES、エコステージ、エコアクション21等）の取得を推奨しております。

### 6.2. 含有化学物質管理状況

お取引先様での部材調達から製造工程、製品出荷までにおける化学物質の管理状況、さらに、お取引先様から当社に納入いただく調達品に法令および当社基準で禁止されている化学物質を含有しないための管理内容、およびその検証方法の確認を致します。

## 7. その他のお願い

当社調達品の環境品質を確保するため、お取引先様には上記の他、以下の管理についても徹底いただきますようお願い致します。

### 7.1. 調達先、外注先管理

お取引先様の調達先、外注先に対しても、当社に納入いただく調達品に対する要求事項を満足させるための管理の実施をお願い致します。

### 7.2. 変更管理

お取引先様で部材、工程等に変更の必要が生じた場合には、その変更が当社への納入品の環境品質に及ぼす影響を検討し、必要な場合に当社に対し環境品質事項として連絡、承認依頼を行うための基準を定め、実行をお願い致します。

### 7.3. 異常管理

当社に納入いただく調達品に環境品質に関する異常の可能性が生じた場合、速やかに当社に連絡いただくための規則を作成し、関係者への周知をお願い致します。

### 7.4. 教育の徹底

当社に納入いただく調達品に直接たずさわる部門の方に対し、環境負荷物質等に関する当社の要求事項等に対する教育の徹底をお願い致します。

**【お問い合わせ先】**

本基準書に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

ルネサスエレクトロニクス株式会社

品質保証統括部 品質企画部

環境推進部

資材調達統括部 企画管理部

E-mail: [green.procure@renesas.com](mailto:green.procure@renesas.com)

## 改定来歴表

Ver. No	制定／改定日	改定内容
1.0	2015.03.18	新規制定
2.0	2017.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本理念・行動指針削除</li> <li>・RoHS 規制物質追加(下記4種フタル酸)                フタル酸ジブチル (DBP)                フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP)                フタル酸ブチルベンジル (BBP)                フタル酸ジイソブチル (DIBP)</li> <li>・「ルネサスエレクトロニクス管理化学物質リスト」 URL 修正</li> </ul>
3.0	2021.6.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外公開 URL の変更(5.1.(1))</li> <li>・公開範囲の限定解除(表紙)</li> </ul>